

いわき市まちづくり市民会議設置要綱

(設置)

第1条 本市を取り巻く行財政環境の変化に的確に対応し、広く市民の意見を反映しながら、総合計画、行財政改革、行政評価を一体的に取り組むことに加え、自治のしくみづくりを進めながら、市民志向・成果志向の行政運営を目指すため、いわき市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新・いわき市総合計画基本構想の推進に関する事項
- (2) 新・いわき市総合計画基本計画の策定及び推進に関する事項
- (3) 行財政改革の推進に関する事項
- (4) 行政評価の実施に関する事項
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界関係者
- (3) 市民団体・地域づくり団体等関係者
- (4) 公募委員
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 市民会議に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係者に対し、会議の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月25日から実施する。

2 この要綱の規定に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 いわき市行政評価市民委員会設置要綱（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

4 いわき市行財政改革推進市民委員会設置要綱（平成18年8月3日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。